

第二に、当町域で奈良時代に条里制が実施されたという確信に近いものがえられたことである。もし推測通り実施されていたとすれば、相当の人々が居住していたことになる。今後進められるであろう圃場整備事業の前に、本格的な調査がなされることを切に願いたい。

第三に、大津・諸富津・寺井津一帯は中世はもちろん古代より、有明海から筑後川に出入する船の前線基地の役割をもっていたということである。また、寺井津は多聞院・神通院・安龍寺（旧寺名長福寺）などの古刹こきやうが営まれ、古代の佐賀平野部における一大仏教の聖地としての性格をもっていたのではないかと考えられる。

第四に、平安末期より川副荘の荘域拡大に伴い、中世にはいると当町域がすべて川副荘に含まれたことである。ところが一三世紀後半より同荘への武士の進出が目出でてきて、諸富氏や小杭氏などの武士の名が文献的に出てくる。特に諸富氏が筑後三瀧郡より進出してきたことは、人々の交流には肥筑の障壁がなかったことを示している。これは今後も当町が、福岡県南部の市町村と近密に結びつくべきことを示唆しているものではないだろうか。

第五に、戦国期にはいつて小田・太田の両氏がともに関東から下向してきたことである。小田氏は龍造寺氏との抗争のなかで滅亡してしまいが、太田氏は鍋島藩政下で家老という要職を務めるという極めて対照的結果となったのは歴史の皮肉である。太田氏以外では山領・垣内・森武・吉田の各氏など中小土豪層の名を記しておきたい。

最後に、時代の変遷に伴い、当町域を支配した為政者はそれぞれ変わっていったが、この地に居住した人々は先祖伝来の土地を愛し、水利工事や干拓に協力して、着実に農業生産力を高めた農民である。彼らは全くの無名の農民である。これら無名の農民が礎いしなとなってこの町史があることを銘記しておきたい。

近 世

一 佐賀藩の石高と藩体制の成立

鍋島勝茂は慶長十六年（一六一一）領内総検地を実施し、その結果三五万七〇三六石五斗九升九合の石高を打ち出し、同十八年、幕府が、この石高を公認し、佐賀鍋島藩が成立した。しかし、この石高、三五万七〇三六石余は草高（実取高）ではない。たとえば、享保十七年（一七三二）の飢饉における藩の記録⁽¹⁾には

御蔵入領中石数七十二万九千二百四十八石皆否二相成ル

とあるし、弘化六年（一八四四）の『御領内石高積目安』によると、当藩の「出来立米」（米の収穫高）は「八万八千七百九拾二石」（麦・雑穀の高も米に換算して加えて）になっている。だから、佐賀藩の草高は知行高の二倍以上はあったということになる。

さて、勝茂が家督を相続した慶長十二年（一六〇七）の段階において、すでに姉川鍋島家、深掘鍋島家などの鍋島一門が上級家臣団として存在していたものの、龍造寺一門に比して彼等の知行高は極めて少なく劣勢の立場

にあつたので、勝茂は同十四年以降、龍造寺一門に対抗すべく、新しく鍋島一門の創出に着手するのである。

まず、勝茂は慶長十四年（一六〇九）弟忠茂に定米一万石を与えて鹿島鍋島家を、元和三年（一六一七）長男元茂に定米二万三六三石三斗を与えて小城鍋島家を、寛永十六年（一六三九）五男直澄に定米一万七八一二石三斗を与えて蓮池鍋島家を創設した。同十九年勝茂は忠茂の子正茂より鹿島領をとりあげて九男直朝にあらためて給した。その二年前の寛永十七年、三家は小城鍋島家が七万三二五二石、蓮池鍋島家が五万三六二五石、鹿島鍋島家が二万石（いずれも四つ高）の本藩よりの分地が認められ、部屋住大名となり、同十九年、三家の参勤交代が開始されて正式の大名となった。三支藩の成立である。ほかに寛永十年（一六三三）には重臣成富氏の養子となつていた八男直弘に鍋島の姓を与えて白石鍋島家（知行九〇二五石）を創設し、明暦元年（一六五五）には少武氏の後裔関家を相続していた一男直長を神代家の養子（知行一万一六六二石余）とした。⁽²⁾

この鍋島一門創出のため、勝茂は龍造寺一門をはじめとする全家臣団に対して財政難を理由に、慶長十六年（一六一一）と元和七年（一六二一）の二回にわたつて三部上地を実施し、家臣団の知行地の三〇%を没収し蔵入地に編入した。とくに元和の上地は多久・武雄・諫早・須古の龍造寺四家が負担したため、四家の知行地は半減した。そしていつたん蔵入地に編入された上地分は三支藩・白石鍋島家など鍋島一門創設の基盤となった。とくにもつともおそく成立した蓮池鍋島家の領地には「上地によつて蓮池の御分地は出来し由」⁽³⁾と蔭口をたたかれるほど勝茂が上地した重臣の知行地が多くあてがわれていた。下つて三代藩主光茂は貞享元年（一六八四）直長の次男茂貞に関氏の旧知行を与えて新一家を創設した。知行六〇〇〇石の村田鍋島家（鳥栖村田家）である。

さらに鍋島氏は武雄・須古などの龍造寺一門や納富・太田・倉町・千葉・山代・伊万里などの諸氏に鍋島の姓を与えて懐柔した。納富・太田などの諸氏は龍造寺隆信時代の有力な譜代・外様衆に系譜をもつ家臣であり、彼等は鍋島・龍造寺一門について鍋島家の有力家臣団となつた。

二代光茂・三代綱茂の代は文治主義的政策がとられ、封建的倫理や身分的秩序が重視され、三支藩をはじめとする家臣団に対する統制が強化される。延宝五年（一六七七）には小城二代藩主直能が飛騨守から加賀守に改称したことで、本藩から藩祖直茂と同一の称号であるというので咎めをうけたが、翌六年には蓮池二代藩主直之も本藩の許可なく八朔の祝儀として將軍家綱に太刀を献上した件について本藩の咎めをうけた。こうして本藩の支藩に対する相つぐ干渉に対して直能・直之は鹿島二代藩主直条に協力を求め、同七年正月、本藩に抗議した。しかし、三支藩の抗議もみじめな敗北に走り、天和三年（一六八三）には佐賀藩の武家諸法度ともいうべき「三家格式」が制定される。これにより本藩の公布する法令の遵守、他家との縁組の禁止、制札の支藩領内における勝手建立の禁止、他領の家臣召抱の場合の届出などが強制され、三支藩は本藩の完全な統制下におかれた。

光茂は万治二年（一六五九）着座の座位を決定していたが、綱茂は元禄十二年（一六九九）、これまで親類として扱つてきていた鍋島一門、龍造寺一門に身分秩序を導入し、白石鍋島・川久保神代・村田鍋島の三家に龍造寺氏の本家である久保田村田家を加えて「親類」とし、その下に武雄鍋島・多久・諫早・須古鍋島の龍造寺四家を「親類同格」として位置づけた。こうして佐賀藩の支配体制であり、身分秩序である三家・親類・親類同格・家老（横岳鍋島・深堀鍋島・太田鍋島・姉川鍋島・倉町鍋島・神代鍋島の六家）・着座（納富鍋島・山代鍋島・石井・岡部など一八家）の基礎体制が確立するのである。⁽⁴⁾

- (2) 藤野保「佐賀本藩と三支藩の成立」同氏編『佐賀藩の総合研究』所収
 (3) 『検地・三部地・献米の概略』
 (4) 藤野保「佐賀本藩と三支藩の成立」同氏編『佐賀藩の総合研究』

二 藩政時代の村々

藩政時代の諸富町は佐嘉郡川副東郷に属し宝暦九年（一七五九）の『御領中郡村附』によると次の村々からなっていた。

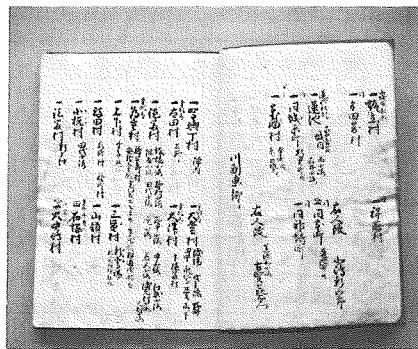
- 一 駕輿丁村 陣内
- 一 大堂村 渡場・戌亥搦・野町・田中・永仁寺・古賀・木ノ下
- 一 太田村 土師
- 一 大津村 下徳富村
- 一 徳富村 塀垣小路・野村小路・野中小路・中小路・江越小路・紺屋小路・田代小路・迎小路・若宮小路
- 一 浦元村小路・元村小路
- 一 為重村 祇園町村・安龍寺領
- 一 上下村 弟子丸

- 一 三重村 新北馬場
- 一 福田村 水町村・野町村
- 一 山領村
- 一 小杭村 田代小路
- 一 石塚村
- 一 諸富村 新ヶ江
- 一 大中嶋村
- 一 小田ヶ里
- 一 小曲村

この一六か村のほかには大堂本津・大堂新津・諸富本津・光増津三丁分・浮盃本津・浮盃新津・為重津・東寺井津・西寺井津・石塚津の一〇の津がある。

大堂・太田・三重・寺井の村々はすでに『慶長年中肥前国絵図』にみえ、これらの村の成立が早いことがわかる。なお同絵図には諸富津にあたる個所に「走津」と記している。

元禄四年（一六九一）の『肥前一国絵図』には加与丁・山領・福田・野町・小杭・浮盃・石塚・諸富・徳富の村々が加わっている。枝村の数や帰属は時代によって多少ことなり貞享四年（一六八七）の『御領中郡村附』によると、渡場は駕輿丁村に属し、大中嶋村は本村でなく、諸富村に属する枝村にすぎない。なお為重村の枝村に龍ノ尾・神通院領・多聞院領・居福寺領がある。なお、上下村は寛政元年（一七八九）のころは「三重村之内上



宝暦9年(1759)『御領中郡村附』
に記載された川副東郷の村々